

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保安検査時期の変更		
根拠法令及び条項	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 危険物の規制に関する規則第62条の2 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

(保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由)

第62条の2 令第8条の4第2項 ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 1 災害その他非常事態が生じたこと。
- 2 保安上の必要が生じたこと。
- 3 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。
- 4 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。

第2項 前項第三号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。

- 1 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い
- 2 ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い(一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。)
- 3 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)